

報告第 3 号

令和 5 年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、令和 5 年度川崎市一般会計の事故繰越し繰越額について次のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和5年度 川崎市一般会計

事故繰越し繰越計算書

1 地方自治法第220条第3項ただし書の規定による繰越額

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担行為 予定額	
				支出済額	支出未済額		
3	市民文化費	川崎市民 プラザ事業	円 13,656,545	円 -	円 13,656,545	円 -	
4	子ども 未来費	民間保育所 整備事業	201,928,000	-	201,928,000	-	
		認定子ども園 整備事業	31,684,000	-	31,684,000	-	
		公立保育所 整備事業	2,403,500	-	2,403,500	-	
	小計		236,015,500	-	236,015,500	-	
13	教育費	8 教育施設費	義務教育施設 整備事業	38,558,000	-	38,558,000	-
合計			288,230,045	-	288,230,045	-	

翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源	説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			その他		
		国県支出金	地方債				
円 13,656,545	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 13,656,545	施工中の不具合により不測の日時を要したため。
201,928,000	24,229,000	142,800,000	33,000,000	-	-	1,899,000	関係者との調整に不測の日時を要したため。
31,684,000	-	21,123,000	4,000,000	-	-	6,561,000	設備の納品遅れにより年度内の事業終了が困難となったため。
2,403,500	2,403,500	-	-	-	-	-	設備の納品遅れにより年度内の事業終了が困難となったため。
236,015,500	26,632,500	163,923,000	37,000,000	-	-	8,460,000	
38,558,000	10,558,000	-	28,000,000	-	-	-	設備の納品遅れにより年度内の事業終了が困難となったため。
288,230,045	37,190,500	163,923,000	65,000,000	-	-	22,116,545	